



出生第563号

令和5年10月3日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

出水市長 椎木 伸一

「(仮称)肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」に対する環境の保全
の見地からの意見について (回答)

令和5年8月28日付環林第1089-1号で照会のあった上記の件について、
別添のとおり回答します。

「(仮称) 肥薩ウインドファーム環境影響評価準備書」に対する環境の保全の見
地からの意見について (回答)

1 騒音・振動等について

- (1) 本事業の実施により、事業実施想定区域及びその周辺において、工事中及び供用時における騒音・振動等による生活環境への影響が懸念される。事業実施想定区域から1キロメートル未満区域に複数の民家が存在しており、騒音等は、季節による風向きや風速、地盤、気象状況により異なるため、当該地域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、生活環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) また、その結果を踏まえ最新の知見等に基づき、騒音及び振動の影響を回避又は極力低減し、地元住民へ十分に本事業の説明を行うとともに、住民からの意見等については真摯に対応すること。
- (3) 万が一、事業の実施に起因する健康被害が生じた場合は、事業者の責任において、誠意をもって対応すること。

2 道路等の使用について

- (1) 道路について、伐採木等の仮置き場として使用しないこと。
また、資材等の運搬においては、路面の保全に注意を払い、これを汚損しないこと。
- (2) 水路について、伐採木等の仮置き場として使用しないこと。
また、伐採及び資材等の運搬においては、木くずの流入等の影響を及ぼさないよう、防護柵等の設置を行うこと。
- (3) 市道の通行規制を行う場合は、通行規制申請書を提出し許可を得ること。
- (4) 伐採に当たり、道路や水路敷地内において、占用や工事施行等の必要がある場合は、事前に許可を受けること。
- (5) 作業道作設に当たっては、林道施設(構造物)付近での開設は控え、その保全に努めること。施業後に林道への土砂流出対策を講じること。

- (6) 市が管理する林道を占用等する場合は、「出水市林道の管理に関する条例」に基づき必要な手続を行うこと。
- (7) 通行等により市が管理する林道を毀損等するおそれがある場合は、事前に市と協議を行い、必要な対策を講じること。

3 水環境等について

- (1) 土砂流出防止については適正な管理を行い、施工時及び供用時において、開発区域からの排水により河川等に影響を及ぼさないよう配慮すること。
- (2) 工事施工に伴う水害等が生じないように、沈砂池及び調整池等の維持・管理の徹底を図り、また、完成後も調整池内に土砂が堆積した場合は速やかに撤去するなどの講じようとする環境保全措置についてマニュアルを作成し、市と協議すること。
- (3) 大雨等が予想される場合は、開発区域から土砂等が流出しないよう、対策を講じること。
- (4) 対象事業実施区域周辺には、軸谷水源地及び大川内水源地がある。両水源地は、山面から流れ出る湧水を水源としており、原水である湧水に水質の異常が発生すると、水道水としての活用ができなくなる。
本事業の工事により、水質に異常が発生した場合の対応策及び作業方法の説明を十分行うこと。

4 地質について

事業実施想定区域内の地質状況を十分に調査、予測及び評価を行い、事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じないように専門家等の意見を踏まえ風力発電機等の主要設備の配置や構造等を検討すること。

また、地元住民へ十分に本事業の説明を行うとともに、住民からの意見については真摯に対応すること。

5 立木伐採について

- (1) 事業実施想定区域は、地域森林計画の対象森林を含むことから、開発面積

が1ヘクタールを超える場合は、事前に県知事の林地開発許可を得ること。
林地開発に該当しない場合は、森林法に基づく届出を行うこと。

- (2) 保安林指定、砂防指定、森林経営計画の設定、補助事業の実施等による制限の該当がないか確認の上、必要な手続を取ること。
- (3) 皆伐に当たっては、一体として伐採面積が20ヘクタールを超えないよう保残帯を設け、表土流出防止のため、必要に応じ柵工を設けること。
- (4) 生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護に努めること。
- (5) 林地の保全、落石等の防止、台風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。
- (6) 立木の伐採、運搬に当たっては、事前に周辺住民への説明等の配慮を十分に行うこと。

6 農業等について

- (1) 事業実施想定区域内及び周囲に農地及び畜舎が存在していることから、騒音及び粉塵等による農業及び畜産業への影響について十分に調査、予測及び評価を行い、支障をきたさないよう必要な対策を講じること。
- (2) 外灯を設置する場合は、農作物に影響を与えないよう対策を講じること。
- (3) 事業実施想定区域に鳥獣侵入防止柵がある場合は、支障をきたさないように必要な対策を講じること。
- (4) 鳥インフルエンザ等の防疫対策に協力すること。
- (5) 一般意見の中に水質汚濁や水源枯渇などの懸念する意見がある。

当該周辺には農地が存在していることから、周囲及び下流域等の農地、農畜産業用施設、家畜、農作物、農作業に支障をきたさないよう十分注意すること。

7 動物、鳥類、水棲生物、植物及び生態系について

- (1) 本市は、国指定特別天然記念物であるツルの渡来地であり、事業実施想定区域内にはツルが日中利用する場所がある。また、本市から近隣市町へ飛来

するツルもおり、飛行ルートや利用状況への影響が考えられることから、事業実施想定区域内を通過するツルの飛行ルート及び利用状況の十分な調査、予測及び評価を行い、ツルへの影響を回避又は低減すること。

- (2) 国指定天然記念物であるヤマネ及び絶滅危惧種であるクマタカ、ヒノタニ、シダなどの生息・生育地があるため、営巣状況や行動範囲、飛行ルート等を関係機関及び専門家等からの助言を踏まえ、十分に調査、予測及び評価を行い、希少な動植物の生態系への影響を回避又は低減すること。
- (3) 矢筈山系に係る風力発電事業の計画があることから、相互の風力発電設備等が及ぼす希少な動植物等の生態系への影響について十分に調査、予測及び評価を行い、生態系への影響を回避又は低減すること。

8 景観及び人と自然との触れ合いの場について

- (1) 「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に基づき、主要な眺望点等の選定を行う場合は、市と協議すること。

また、市内全域を景観計画区域としているため、高さが15メートルを超える鉄柱等の建設を行う場合は、出水市景観条例に基づく届出を行うこと。

- (2) 事業実施想定区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地である郷田遺跡、三方遺跡等16箇所が存在しているため、開発場所や施工方法を事前に市と協議を行うこと。また、周知の埋蔵文化財包蔵地を開発する場合は、文化財保護法に基づく届出を行うこと。

なお、工事施工時に埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更せず遅滞なく市に届出を行うこと。

- (3) 出水麓武家屋敷の歴史的景観を観光資源として活用していることから、設置場所については、景観に影響を及ぼさないように配慮すること。

9 盛土について

床掘及び掘削等による建設残土の処分又は盛土への再利用について、対象事業区域は断層帯が確認されている。また、地質等を考慮すると、大雨時や地震において、土砂災害の発生の恐れがあることから、建設残土の森土等への利用方法については、可能な限り回避又は軽減すること。

10 災害について

事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じないよう専門家等の意見を踏まえ、十分に調査、予測及び評価を行い、防災対策を講じること。

また、事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じた場合には、事業者の責任において迅速な対応・復旧を行うこと。

11 その他

- (1) 事業実施に当たっては、地域住民と適切なコミュニケーションを図ること。
また、地域住民から要望・苦情等があった場合は、真摯に対応すること。
- (2) 事業予定地が他の事業者と重複した場合は、事業者間で調整を行うこと。
- (3) 資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき事業終了後に係る解体・撤去及び処分費用の総額を算定したうえで、積立の開始時期と終了時期、毎月の積立金額及びその責任の所在を明らかにすること。